

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年五月二十六日奈良県指令中土第五五―一号

令和四年六月八日奈良県指令中土第五五―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年七月六日中土第七四―六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年七月六日中土第七五―五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄五七一番三、五七三番八、五八〇番七、五八一番八、五八一番一

三、五八三番一八及び八七九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄五七三番八、五八〇番七、五八一番八及び八七九番一の各

一部

下水道 桜井市大字上之庄五七三番八、五八〇番七、五八一番八及び八七九番一の

各一部